

R6 朝日小学校生活のしおり(保護者向け)

朝日小生徒指導部

1 登下校について

- ② 通学路を通り、**7:30~8:00**に教室に入れるよう、余裕をもって登校させる。
- ② 欠席・遅刻・早退・見学などの連絡は、「安心・安全メール」や「欠席届用紙」を活用する。
緊急の場合は、8:15 までにFAX(53-5426)か電話(52-1194)で連絡をする。(本校は電話回線が1つしかない)尚、電話対応できる時間が **7:30~18:00** (緊急時を除く)なのでご了承ください。
- ③ 原則、歩いて登校させる。(けがなどの特別な事情がある場合は担任に連絡する)
- ④ 少年団がある場合、一度帰宅させてから参加させる。

2 身なり・学習用具について

- ① 髪の毛を伸ばす子(肩に髪がつく)は、髪の毛を束ね、前髪は目につかない程度にする等、学習に支障のないようにする。
- ② 髪の毛を束ねるゴム・ピンなどは、運動をする上で支障のないシンプルなものにする。(シュシュは、外れやすいため使用不可とする。)
- ③ 給食当番で使う(給食着・帽子・マスク)は個人で準備する。(朝日小購買部でも販売している。)
- ④ 休みの前日(金曜日)は給食着や上履きは持ち帰り、家で洗って月曜日に持ってくる。
- ⑤ 持ち物には全て名前を記入する。(特に傘に名前がないものが多い)

3 納金や購買部について

- ① 集金(学級費や教材費)は、朝のうちに担任の先生へ直接手渡す。
- ② PTA会費は職員室横の事務室前(本館1F)の入金箱に朝の8:15までに各自で入れる。
- ③ 購買部は朝7:50~2校時休み10:35まで利用できる。尚、土曜日は利用できない。

4 その他(校内生活)

- ① 学習に必要な物以外は持ってこない。
- ② 濃い鉛筆を使って書く。(シャープペンシルは不可。尚、発達段階に応じて4年生以上は赤や青ペンの使用は可とする)
- ③ 帰宅後に忘れ物を取りに来るときは、必ず職員室か主事室で受付をしてから教室に入る。
- ④ 携帯電話等(通信機器)は原則持ってこない。

5 学校外での子どもたちの安全を守るためのきまり

- ① 公道を子供だけで自転車に乗れるのは4年生以上とし、自転車に乗る場合は、必ずヘルメットを正しく着用する。(保護者には自賠責保険加入とヘルメットを着用させる義務がある。)
尚、2人乗りや並走(横に並んで走る)は絶対にしない。
- ② 帰宅時刻は(1 学期始業式~9 月:18 時 10 月~春休み:17 時半)までには家に帰り着くようにさせる。
- ③ 保護者が留守の家に入ったり遊んだりしない。また、保護者の許可なく友達の家泊まらせない。
- ④ 子どもだけで飲食店に行かせない。

- ⑤ 店内や店前で買った物を食べさせない。飲食物の食べ歩きや飲み歩きをさせない。(マナーを守らせる)
 - ⑥ 子ども同士での金銭や物の貸し借りはさせない。また、おごったりおごられたりもさせない。
 - ⑦ 校区外(本茶・山羊島・和光トンネルを越えて)へは子どもだけで行かせない。また、校区内でも、大熊漁港での遊泳、子どもたちだけの魚釣りや川遊びはさせない。
 - ⑧ 映画館には、朝日小学校では校区内になる為、保護者の許可があれば子どもだけで行ってもよいことになっている。ただし、館内で飲食や金品のやりとりはさせない。(飲食する場合は保護者同伴とする)
 - ⑨ SNS(LINE・X・Facebook・TikTok・Instagram・YouTube など)やオンラインゲームなどを使ったネットコミュニティ(DM や動画・画像のやりとり、投稿など)の子どもの利用は原則禁止としている。ネット通信機器(スマホ・タブレット・ゲーム機等)を使ったインターネットの利用やゲームも、保護者と利用のルールを作り、保護者の許可、監視下においてフィルタリング設定をしてある機器を使用させる。(保護者の投稿は子供の名前と顔が一致しないようにする。)
 - ⑩ 20時を過ぎたら、スマホ・タブレット・ゲーム機器等に触らせないようにする。
- (奄美市共通実践事項)

6 服装について

① 通年(登下校を含む)

基本的な服装:標準服、シャツ・ブラウス・ポロシャツ(長袖か半袖)

- (1) 靴や靴下は白を基本とし、靴下はくるぶしより長いもの(足首を保護するため)を原則とする。
- (2) シャツ(ブラウス)の下に着用するものは、外から見てはみ出さないものとする。
- (3) 登下校時は、安全のため赤帽子を着帽させる。帽子を手で持ったり、バッグに入れたりすることがないようにさせる。
- (4) 服には全て記名する。もらい受けた場合も、しっかりと名前の書き換えをする。尚、上着(ボックス)やシャツにネームを付けるかどうかは保護者判断とする。

② 体育時(通年)

- (1) 体育服(半袖、長袖)の着用を原則とする。体が温まるまでは上着(ボックス)を着用してもよい。
- (2) 体調不良等でジャージ等を着用している場合は、体育に参加したり、休み時間に外で遊んだりすることはせずに静かに過ごす。

③ 寒いとき(12月~3月)

- (1) 上着(ボックス)とシャツ(ブラウス)の間にベスト、Vネックセーター等の着用を認める。色は華美でないもの(黒・茶・紺等)とする。
- (2) 登下校に限り、防寒着(ベンチコート等大きすぎて動きづらいものはひかえる)・ネックウォーマー・手袋を認める。(安全上、ポケットに手を入れないようにさせる)
- (3) カイロの使用は認めない。(校内での扱いが煩雑になる為)

7 その他

上記についての質問や上記以外については、職員会議等で協議して共通実践できるようにするため、保護者は学級担任へ相談してください。